

## 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

### 1 基本方針

三木市中央地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する組織並びに介護予防支援事業所として、利用者及び職員の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分留意するとともに、感染症が発生した場合は、迅速に必要な措置を講じまん延を防止することができるよう、本指針を定める。

### 2 感染症の予防及びまん延防止のための具体的措置

#### （１）感染対策委員会の設置

ア 感染症の予防及びまん延防止に努める観点から「感染対策委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。なお、委員会の委員長はセンター所長とし、委員はセンターの職員で構成する。なお、この委員会は三木市中央地域包括支援センター業務継続計画感染症等発生時における業務継続計画対応主体を兼ねることができる。

イ 委員会は、６か月に１回以上かつ必要に応じて開催する。

ウ 委員会は、次の事項について協議し、その検討内容及び結果を職員へ周知する。

（ア）感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備に関すること。

（イ）感染症の予防及びまん延防止のための職員研修の内容に関すること。

（ウ）感染症の予防及びまん延防止策が確実に講じられるための体制整備に関すること。

（エ）感染症が発生した場合の報告が迅速かつ適切に行われるための体制整備に関すること。

（オ）前号の感染拡大防止策に対する評価に関すること。

#### （２）職員研修及び訓練の実施

ア 職員に対する研修及び訓練の内容は、感染症に関する最新情報、基礎的内容等と併せ、

センターにおける感染症の予防及びまん延防止の徹底を図るものとする。

イ 研修及び訓練の開催は、年1回以上とし、新任職員等研修時には研修内容に盛り込む。

ウ 研修の実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録し保存する。

### 3 感染症の予防及びまん延防止のための対応

#### (1) 平常時の対応

##### ア 感染防止に向けた取組の実施

日頃からセンター内の環境整備（定期的な換気、清掃、消毒等）及び職員の感染防止策（手洗い、手指消毒、うがい等）を行う。

感染症に関する最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）の収集を行う。

職員および利用者の体調管理を徹底する。

##### イ 防護具・消毒液等備蓄品の確保

#### (2) 感染症発生時の対応

ア 利用者に息苦しさ、高熱等の症状や風邪症状が確認された場合感染症の疑いをもって対応する。職員においては症状が認められる場合は出勤しないことを徹底する。

イ 感染疑い者が発生した場合は速やかに所長へ報告し、センター内で情報共有を行う。

ウ 介護保険課、保健所、医療機関等関係機関へ連絡。

エ 利用者の感染が疑われる場合は、サービス事業所と連携し、サービス提供の検討を行う  
う必要時には利用者家族への報告及び医療機関の受診を支援する。

オ 別に定める業務継続計画に従い、適切な業務の継続に努める。

### 4 本指針の閲覧について

本指針はホームページに掲載し、誰もが自由に閲覧できるようにする。

#### 附 則

本指針は、令和6年4月1日から施行する。